

令和4年御代田町農業委員会 12月定例会議事録

- 日 時 令和4年12月27日(火) 開会 午後3時00分
閉会 午後5時00分
- 場 所 御代田町役場 委員会室

出席農業委員 13名

会長	1番	大井 壽 尚	委員	9番	徳 吉 正 博
職務代理	2番	内 堀 文 夫	委員	10番	飯 塚 仁 子
委員	3番	萩 原 正 康	委員	11番	市 川 孝
委員	5番	内 堀 孝 昌	委員	12番	塚 田 正 博
委員	6番	清 水 陽 子	委員	13番	萩 原 富士子
委員	7番	萩 原 隆	委員	14番	古 越 久 男
委員	8番	山 本 裕 之			

出席農地利用最適化推進委員 5名

茂木 直人	柳澤 弘久
古越 優	金澤 賢司
高山 修浩	

欠 席 者
浅沼 伸吉

事 務 局 係長 古越 易臣
係員 齋藤 翔

■ 議 事

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請 (2件)
- (2) 農地法第4条の規定による転用許可申請 (1件)
- (3) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請 (1件)
- (4) 農地法第5条の規定による転用許可申請 (2件)
- (5) 農地利用集積計画の決定について
- (6) 非農地通知発出について (3件)
- (7) その他

内堀会長代理

これより令和4年御代田町農業委員会12月定例会を開会いたします。

大井議長

新型コロナウイルス感染者数が高止まりしているようです。皆さま、お正月に向けて体調を崩さないようにしてください。また先日、国会議員との懇談会に参加してきました。議事終了後に内容を共有したいと思います。

議事録署名人は13番荻原富士子委員、14番古越久男委員を指名します。それでは、議事に入ります。議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について、計画4-3-14の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について、計画4-3-14を説明いたします。申請農地は大字御代田■■■■■■■■■■、地目は畑、面積は271㎡です。譲受人、■■■■■■■■■■氏、譲渡人、■■■■■■■■■■氏です。譲渡人は農業廃止、譲受人は空き家付き農地取得によるものです。

10番飯塚委員

譲渡人は町内にお住まいではありませんが、ネギや大根を栽培し畑地を管理していたようです。農地は三方を垣根等で囲まれており、実際に耕作できるのは200㎡以下だと思われます。譲受人は農業経験がないようですが、農業機械がなくても農業ができる面積ですから許可で問題ないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、計画4-3-15の説明をお願いします。

内堀会長代理

私の親族が関わる案件ですので離席してもよろしいでしょうか。

大井議長

離席を認めます。

事務局齋藤

計画 4-3-15 を説明いたします。申請農地は大字塩野 [REDACTED] [REDACTED]、地目は畑、面積は 1,577 m²です。譲受人、[REDACTED]氏、譲渡人、[REDACTED]氏です。譲渡人は相手方の要望、譲受人は増反によるものです。

5 番
内堀孝昌委員

今月末で利用権設定が満期となる農地ですが、譲渡人は農業機械もなく今後の維持管理が困難になる見込みがありました。その折、譲受人が購入し野菜を育てるとのことで3条申請をしたとのことでした。特に問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

—内堀会長代理復席—

大井議長

議案第 40 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、計画 4-4-3 の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第 40 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、計画 4-4-3 の説明をいたします。申請農地は大字馬瀬口 [REDACTED] [REDACTED]、地目は畑、面積は 227 m²です。計画者は [REDACTED]氏です。資材置場とする計画です。

11 番市川委員

申請地南側には一軒宅地があり、その他は水路や山林で囲まれています。業務で使用する資材の置場として利用する計画であり、自宅に隣接した土地ですので有効利用ができると考えられます。計画どおりの転用で問題はないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

議案第 42 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、計画 4-5-49 の説明をお願いします。

事務局齋藤

計画 4-5-49 を説明いたします。申請農地は大字塩野 [REDACTED]、地目は畑、面積は 443 m²です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。事務所兼住宅を建築する計画です。

5 番
内堀孝昌委員

日照条件も悪く農地として利用はできませんので、事務所兼住宅を建築すること自体は問題ありません。しかし、10 月に一度農地転用をした近隣農地を計画変更承認申請し、別の方に売られております。以前の農地は日陰のため 2 階建て以上にしなければならず、資金繰りが困難になってしまったとのことでした。今回は日光が入るため平屋建ての建築が可能であり、資金面から問題がないようです。本当に建築していただければよいのですが、少し不安が残ります。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、計画を承認します。

ただし今後、計画の進捗状況の確認を適宜お願いします。

次に、議案第 41 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について、計画 4-6-10 及び 4-5-50 の説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第 41 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について、計画 4-6-10 及び 4-5-50 を説明いたします。申請農地は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 498 m²です。譲受人は [REDACTED] 氏、譲渡人は [REDACTED] 氏です。住宅を建築する計画です。

古越推進委員

先月転用申請のあった農地に隣接した場所です。事務局の述べた通りの状況であり、計画どおりの転用で問題はないと思い

ます。

大井議長

何か意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、議案第 43 号農地利用集積計画の決定について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第 43 号農地利用集積計画の決定について説明いたします。利用権の設定を受ける者が 18 名です。田が 15 筆、24,037 m²、畑が 27 筆、45,020.92 m²です。また売買支援事業で移転を受ける者が 3 名です。畑が 4 筆、7,516 m²です。

大井議長

何か意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、計画を承認します。

次に、議案第 44 号非農地通知発出受付 102 番について説明をお願いします。

事務局齋藤

議案第 44 号非農地通知発出受付 102 番について説明いたします。申請農地は大字御代田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 2,271 m²、申請者 [REDACTED] 氏です。先月 3 条申請があった案件です。申請地は令和 3 年 7 月に相続で取得したが、すでに耕作放棄地であり山林化していることから本申請が提出されました。

大井議長

何か意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、申請を承認します。

次に、非農地通知発出受付 103 番について説明をお願いします。

事務局齋藤

非農地通知発出受付 103 番について説明いたします。

申請農地は 6 筆です。大字塩野 [REDACTED]、地目は畑、面積は 261 m²、同番 [REDACTED]、地目は畑、面積は 1,043 m²、同番 [REDACTED]、地目は畑、面積は 104 m²、同番 [REDACTED]、地目は畑、面積は 182 m²、同番 [REDACTED]、地目は畑、面積は 100 m²、同番 [REDACTED]、地目は畑、面積は 319 m²、申請者は [REDACTED] 氏です。申請地は労力不足から耕作を放棄しており、山林及び原野化していることから本申請が提出されました。

金澤推進委員

以前、整地して畑にするために土木業者に相談をしたことがあるようですが、金額の面で折り合いがつかず中止したようです。その後は、高齢になりご子息も農業をしていないため山林化しているようです。非農地として問題ないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

<意見なし>

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

<全員賛成>

全員賛成ですので、申請を承認します。

次に、非農地通知発出受付 105 番について説明をお願いします。

事務局齋藤

非農地通知発出受付 105 番について説明いたします。

申請農地は大字塩野 [REDACTED]、地目は畑、面積は 430 m²、申請者 [REDACTED] 氏です。申請地は以前農地転用し住宅地として取得したが、その後代表が死去し宅建業者の免許証を返納し解散に至りました。現況山林であり、農地として利用することは困難であることから本申請が提出されました。

内堀会長代理

山林化しており、農地として利用することは困難です。非農地として問題ないと思います。

大井議長

何か意見はありますか。

〈意見なし〉

意見がないようですので、採決をします。承認される方の挙手を求めます。

〈全員賛成〉

全員賛成ですので、申請を承認します。

事務局齋藤

事務局から、事務連絡

農業者年金の加入推進について呼びかけ

町民農園広戸新規開設に伴い、御代田町町民農園貸付規程の一部改正について説明

⇒異議なし

国会議員との懇談会で提出された各市町村からの要望を大井会長より説明

内堀会長代理

以上で御代田町農業委員会 12 月定例会を終了します。お疲れ様でした。

この議事録(令和4年12月定例会)の内容に相違ないことを証するため、

下記に署名する

農業委員会長

水野 寿尚

議事録署名委員

古越 久男

議事録署名委員

荻原 富士子